

第2節 大気環境の保全 — きれいな空を見よう —

1. 大気環境の現状

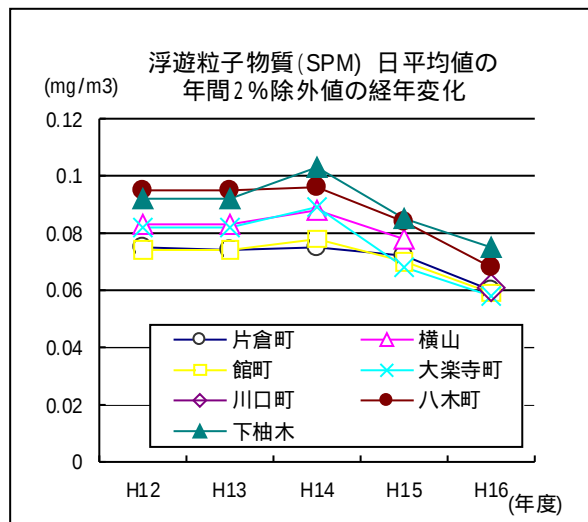
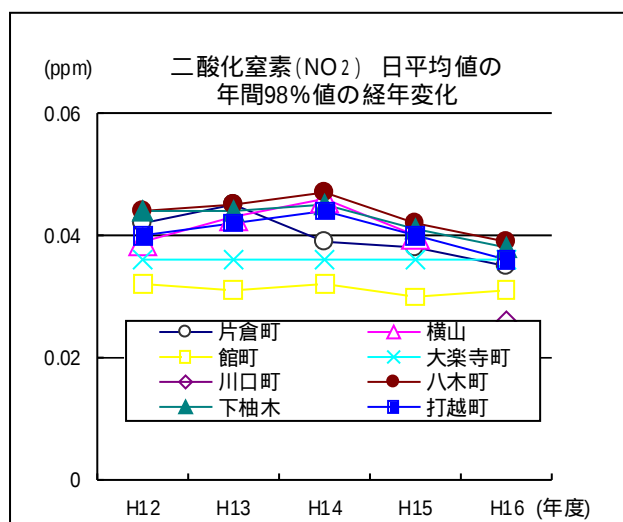
大気環境行政において、従来は工場等の事業活動に伴う排出ガス対策が中心的な課題でしたが、さまざまな規制制度の創設や事業者の理解と協力により大幅に改善されてきました。最近では自動車からの排出ガス対策や光化学スモッグの主因物質であるオキシダントの対策が重要になっています。

この自動車排出ガス対策については、東京都による新たな規制が進み、ディーゼル自動車から排出される浮遊粒子状物質（SPM）の削減をめざして、近県や国と連携した取りくみと、その効果が期待されています。光化学オキシダントについてはより効果的な対策を実施するため、国レベルで発生原因等の研究が進められています。

市では大気汚染の状況を市内7箇所の測定室で常時監視していますが、16年度においても、前年度に引き続き光化学オキシダント（ O_x ）を除く全ての測定項目で環境基準を達成しました。市内の二酸化窒素（ NO_2 ）濃度の経年変化は漸減傾向にあり、浮遊粒子状物質（SPM）についても、東京都のディーゼル車規制が実施された15年度から大きく減少しています。また、環境基準未達成の光化学オキシダント（ O_x ）について、16年度は光化学スモッグ注意報が12回発令されました。市では学校等への情報周知を図り、被害の未然防止に努めました。

また、国道や高速道路が交差するという交通の要衝に位置する本市にとって、良好な大気環境の形成を見るうえで交通施策が重要です。交通施策においては公共交通機関や自転車への利用促進を展開しています。毎年実施している市政世論調査でも「空気がきれい」と感じる市民の割合は年々向上しており、市の大気環境は全般的には改善傾向にあると考えられます。

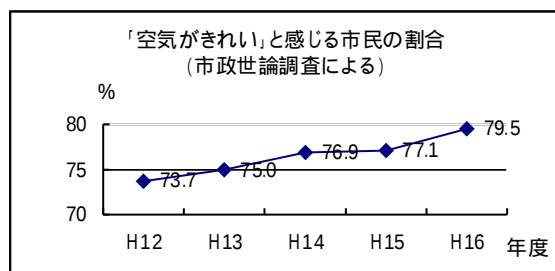
個別に寄せられる苦情のなかで大気汚染に係わるものは、その多くが近隣の焚き火や野焼きによる煙に関するものです。野焼きや簡易な焼却炉による廃棄物の焼却は法令で禁止されていますが、16年度の現象別公害苦情の中では最も多い件数を占めています。



2. 大気汚染物質低減への取り組み

(1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスの問題は、これまでの窒素酸化物を中心とした対策に加え、ディーゼル自動車から排出される浮遊粒子状物質の規制が緊急の課題として具体的な規制が行われています。しかし、長期的には浮遊粒子状物質の削減対策にとどまらず、より低排出ガス・低公害な自動車への転換を推進することが必要です。



市では大気をきれいにするために、公用車の低公害車への転換を推進しています。現在、ごみ収集車の更新時には主に液化石油ガス（LPG）車への切り替えを進めており、17年度には市公用車で初めて圧縮天然ガス（CNG）車の導入を予定しています。東京都環境確保条例^{注1}に基づいて策定した自動車環境管理計画による公用車の低公害化率は、16年度は計画14.3%に対し、実績14.7%となりました。

また、市民・事業者への低公害車の普及促進のため、天然ガススタンドの設置や「エコカーフェスタ」を後援するなどの啓発事業も行ないました。

(2) 交通施策

交通施策については、自動車交通の円滑化、公共交通システムの充実、交通結節点の整備、歩行者・自転車の快適性向上、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進について検討を行い、総合都市交通体系整備計画を策定しました。

その中で、交通手段を自動車から公共交通機関へ利用転換することや自動車交通の流れを改善することなどは、自動車排出ガスの低減を図るうえで大きな効果が期待されます。

そこで、環境にやさしい自転車利用を促進するために浅川サイクルロードを16年度は大和田橋下流などで約680mを整備しました。17年度は長沼橋上流から鶴巻橋上流までの約7キロメートルをステージ1として、整備完了を目指していきます。

また、あらたな交通施策のひとつとして、公共交通機関の利用促進のため「櫛原パーク・アンド・バスライド駐車場」を秋川街道櫛原交差点付近に開設し、平成16年11月より試行実施を開始しました。16年度末の自動車契約台数は12台、自転車契約台数は72台となっています。今後は、より利用しやすい施設となるよう利用条件について検討していきます。櫛原町でのパーク・アンド・バスライドを成功させ、他の地域にもこのシステムを導入するとともに、あらたな交通施策への展開を広く市民へアピールしていきます。

さらに、都市計画道路を整備するにあたり、歩道部へ植樹帯を設置しています。16年度は中野上町3丁目、美山町の歩道への植樹を実施しました。

今後も、この総合都市交通体系整備計画に基づいて渋滞解消対策や自転車利用促進の基盤整備を推進していきます。

(低公害車の使用台数を自動車の種別、低公害車の区分によって換算した値)

注1: 低公害化率(%) =

(自動車の使用台数を自動車の種別ごとに換算した値) × 100

(3) 工場・事業場への対応

市は大気汚染防止法・環境確保条例に基づき工場等から排出されるばい煙の排出基準遵守等の指導を行っています。

また、大気汚染防止法等では、工場・事業場におけるばい煙、粉じん（一般粉じん）、特定粉じん（石綿）を排出する施設について排出基準や構造基準等を定め、事業者はこれらの施設の設置や構造等の変更時には事前の届出が必要となります。アスベスト（石綿）の飛散防止についても、アスベスト（石綿）の吹きつけ面積等が一定規模以上の建築物解体等工事を行なう場合、工事施工者は事前に計画書等の届出が義務付けられるとともに、解体等工事の際には飛散防止対策への十分な配慮が必要になります。

本市はこれらの届出に基づいて、適正な対応がおこなわれることを事前に審査し、必要な指導を行い、未然に大気汚染の防止を図っています。

ばい煙発生施設種類別割合（事業場のみ）

（平成17年3月31日現在）

種 類	計
ボイラー	331
金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	3
乾燥炉	4
廃棄物焼却炉	15
非常用発電機等	129
合 計	482

一般粉じん発生施設

（平成17年3月31日現在）

種 類	計
堆積場	33
ベルトコンベア類	149
破砕機・摩砕機	61
ふるい	57
合 計	300

H16年度アスベスト解体工事に係る届出件数

大気汚染防止法	7
環境確保条例	9

(4) 常時監視体制の充実

15年度末に市北部における大気環境測定の実施を目的に大気測定室の再配置事業を実施しました。その結果、横山測定室（散田町）を川口町測定室（川口町鳥栖公園内）に移設し、16年度より測定を開始しました。また大気測定室の時報データを市環境部ホームページに掲載し、市民への情報提供の充実を図りました。今後も大気汚染の常時監視体制の更なる充実を目指して、測定室の配置の見直しや国・都等との連携を進めていきます。

3. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「大気」の分野について、市の担当所管が総合評価したものを市内環境調整委員会が総括評価し、その評価を環境推進会議が相互評価しています。

評価の段階は下表のとおりとなります。

大きな成果をあげた
当初の目標を達成した
今後努力が必要

相互評価

<市の内部総括評価>

市民・事業者への低公害車の普及啓発及び導入促進に、一層努めること。
また、総合都市交通体系整備計画を公表し、市の施策に反映させると共に、計画に沿った事業を展開すること。

<環境推進会議での相互評価>

総合都市交通体系整備計画については市民にわかりやすく公表し、計画に沿った事業成果を上げてほしい。



多摩都市モノレール



甲州街道並木通り